

「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案（仮称）」の概要について

平成 24 年 6 月 28 日

厚生労働省

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

1. 改正の趣旨

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 27 号。以下「労働者派遣法等一部改正法」という。）が 4 月 6 日付けで公布され、公布日から起算して 6 月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するとされている。

このため、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に基づく派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 11 年労働省告示第 137 号。以下「指針」という。）についても所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）指針に以下の内容を追加する。

ア 有期雇用派遣労働者等の期間を定めないで雇用される労働者への転換の推進

派遣元事業主は、労働者派遣法第 30 条の規定による措置を講ずるに当たっては、当該措置の対象となる派遣労働者又は派遣労働者となろうとする者（以下「派遣労働者等」という。）に対し、労働契約の締結及び更新、賃金の支払等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するための措置を受けるかどうか等について、派遣労働者等の希望を把握するよう努めるものとする。

イ 派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

① 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の賃金の決定に当たっては、労働者派遣法第 30 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえ、派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、能力若しくは経験等を勘案するよう努めるものとする。

また、派遣元事業主は、派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定するよう努めるものとする。

- ② 派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げるといった取扱いは、労働者派遣法第 30 条の 2 第 1 項の趣旨を踏まえた対応とはいえない。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

3, 適用期日

労働者派遣法等一部改正法の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日予定）